

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案

地域限定型 規制のサンドボックス制度※の創設

【概要】

- 自動車の自動運転、無人航空機(ドローン)、これらに関連する電波利用などの、高度で革新的な近未来技術に関する過去に類例のない実証実験を、特区内に地域限定型のサンドボックスを設け、より迅速・円滑に実現できるようにする。
- 監視・評価体制を設けて事後チェックを強化し、その代わり、事前規制は最小化する。

【経緯】

国家戦略特別区域法附則（平成29年6月23日法律第71号）

政府は、自動車の自動運転、小型無人機の実証事業が積極的に行われるよう、施行（平成29年9月22日）後1年以内を目途として、規制の見直し等の施策を検討し、必要な措置を講ずる旨規定

新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）

特区内に地域限定型のサンドボックス制度を設け、事前規制の合理化を図ることを内容とする国家戦略特区法改正法案を次期通常国会に提出する旨記載

【内容】

内閣総理大臣(諮問会議)

認定(各法の許可等
があったものとみなす)

区域会議

- 国・自治体・事業者が一体となって
区域計画(サンドボックス実施計画)を作成

- ・自動運転(道路運送車両法・道路交通法の特例)
保安基準の一部を適用しないものとする
道路使用許可があつたものとみなす
- ・無人航空機(ドローン)に係る特例(航空法の特例)
飛行空域の許可・飛行方法の承認があつたものとみなす
- ・電波利用に係る特例(電波法の特例)
実験等無線局として無線局の免許を速やかに与える

区域計画に基づき
実証事業実施

実施事業者

意見

区域計画への同意

技術実証評価委員会

第三者委員会として実証事業の評価・監視

報告・立入検査・
停止命令等

従来どおり、既存法令に基づき安全確保

関係省庁等

※ 規制のサンドボックス制度とは：

イノベーション促進のために、一時的に規制の適用を停止するなど、新たなビジネスの実験場の仕組みとしてイギリスなどで始められた「規制の砂場(Regulatory Sandbox)」をいう。これを参考に、特区においても、監視・評価などの事後チェックルールを整備し、近未来技術実証に関する事前規制・手続きを見直すことで、迅速・円滑に実証実験を実現する仕組みを設けようとするもの。